

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副局長、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、 <u>中央手術室</u> 、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、 <u>中央滅菌材料室</u> 、血液浄化室、 <u>画像診断室及び放射線治療室</u> の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室及び女性職員支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、 <u>副センター長</u> 、副局長、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、 <u>地域医療連携室</u> 、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、 <u>がん相談支援室及び画像診断室</u> の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室、 <u>医療情報管理室</u> 、女性職員支援室、 <u>地域医療連携室及びがん相談支援室</u> の副室長に限る。）の職を占める職員とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。